

発議第 10 号

憲法を守り、安全保障関連法案の廃案を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり提出します。

平成 27 年 6 月 10 日

提 出 者

八雲町議会議員 佐 藤 智 子

賛 成 者

八雲町議会議員 横 田 喜世志

八雲町議会議員 三 澤 公 雄

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

憲法を守り、安全保障関連法案の廃案を求める意見書

政府は、集团的自衛権行使を認め、日本が「海外で戦争する国」になる道が開かれる一連の法案を、今国会を延長してまで成立させようとしている。

5月に国会に提出された「安全保障法制」は、戦後日本の国のあり方を根本から転換するものであり、これまで禁じられてきた「戦闘地域」への自衛隊派遣を認めている。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで、撤退はしない内容となっている。自衛隊員の武器使用については、「自己防護」（正当防衛）に限られてきたものから、大きく拡大される。自衛隊の任務の危険性は格段に高まり、戦死者が出ることは避けられない。

さらに、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば、他国との戦争に参戦することになる。「重要影響事態」（＝日本の経済や社会に重要な影響を与える事態）と政府が判断すれば、「日本周辺」に限らず、世界中で戦争支援を行うことになる。

「国際平和支援法案」（恒久法案）の軍事支援の中身は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐に渡る。この法律により、弾薬の提供、戦闘行為のために発信準備をしている航空機への給油、整備も可能になる。「国際平和支援法案」の正体は「国際戦争支援法案」に他ならない。

以上の集团的自衛権行使を具体化する「平和安全法制整備法案」や「国際平和支援法案」が成立すれば、戦後70年間、日本国憲法第9条のもとで、国際的信頼を得てきた日本の政治が大転換することになる。日本が「戦争をする国」になることは許されない。憲法を守り、安全保障関連法の廃案を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年6月10日

北海道二世郡八雲町議会議長 能登谷 正 人

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
防衛大臣